

農地を貸したい、借りたい

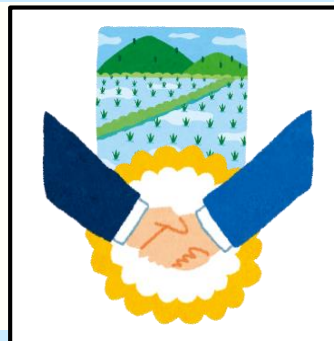
農地中間管理事業（国費）

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

地域農業マスタープランを基本に据え、公益社団法人岩手県農業公社の岩手県農地中間管理機構（機構）が農地の中間的受け皿となり、担い手への農地集積・集約化を図るもので、リタイアや規模を縮小する農業者、農地の相続人等、自分で耕作できない農地を機構へ10年間貸し付け、その農地を機構が担い手へ貸し付けます。



対象になる農地は？

農業振興地域内の農地に限ります。

機構集積協力金とは？

機構に農地を貸し付けた農家や地域に対し、岩手県が定めた交付基準に基づき機構集積協力金が交付されます。

種類別交付単価表（10a当たり）

種類	対象者・地域	交付要件	交付単価
経営転換協力金	○経営転換する農業者 ○リタイアする農業者 ○農地の相続人等	自作農地を機構へ10年以上貸し付け、その農地が機構から担い手に貸し付けられること	25,000円 (上限:1戸当たり700,000円)
耕作者集積協力金	○機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす2筆以上の農地を機構に貸し付けた農業者等	自作農地を機構へ10年以上貸し付け、その農地が機構から担い手に貸し付けられること	5,000円
地域集積協力金	○地域農業マスタープランにより、機構に一定割合以上の農地を貸し付けた地域	岩手県内で、新規集積割合の高い地域順(予算の範囲内に限る)	機構への貸付割合が 2割超5割以下 10,000円 5割超8割以下 14,000円 8割超 18,000円

1 農地集積と保全対策

農地を貸したい、借りたい

優良農地の保全管理をしたい

環境にやさしい農業に取り組みたい

中山間地域での農業を続けたい

荒廃農地を再生させたい

2 新規就農者の確保・育成

3 組織化による営農の効率化

4 農畜産物の高品化・安定生産・収益向上

5 生産機械・施設の導入

6 6次産業化の取り組み

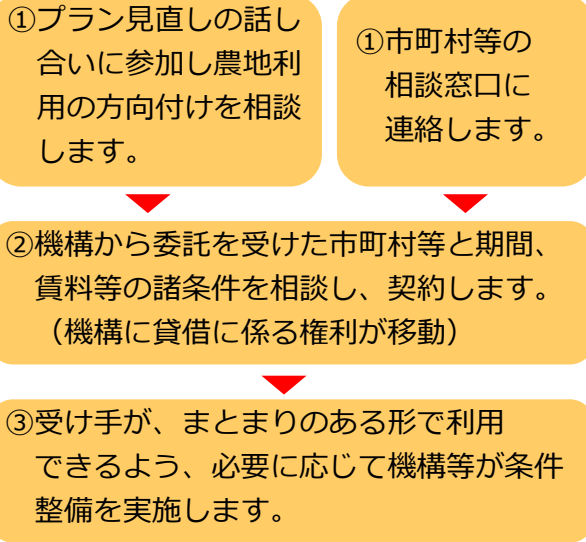
7 素材生産の拡大

8 鳥獣対策

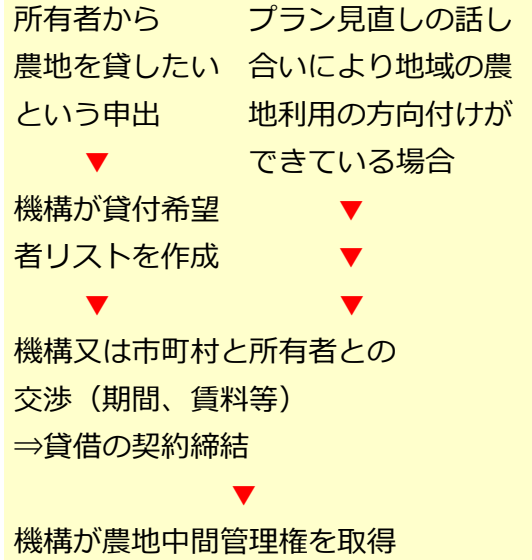
1 農地集積と保全対策
農地を貸したい、借りたい
優良農地の保全管理をしたい
環境にやさしい農業に取り組みたい
中山間地域での農業を続けたい
荒廃農地を再生させたい
2 新規就農者の確保・育成
3 組織化による営農の効率化
4 農畜産物の高品化・安定生産・収益向上
5 生産機械・施設の導入
6 6次産業化の取り組み
7 素材生産の拡大
8 鳥獣対策

(農地を貸したい) 手続はどうするの？

貸したい人の動き



全体の流れ



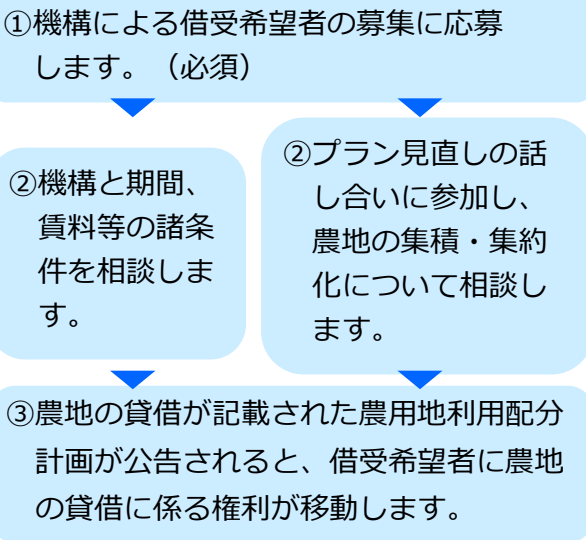
メリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間終了後、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。

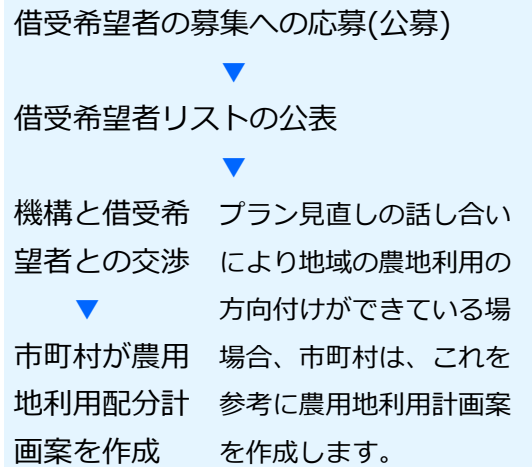
※平成30年度より、年間賃貸料の1%を事務手数料として負担していただきます。

(農地を借りたい) 手続はどうするの？

借りたい人の動き



全体の流れ



メリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、機構に一本化され、口座振替で便利です。

※平成30年度より、年間賃借料の1%を事務手数料として負担していただきます。